

業務指示書

ケニア国モンバサ経済特区インフラ整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年11月21日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 西馬 智子 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年11月27日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めたものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります。)

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 利益相反者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とし、

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とし、

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ()業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

→ 2分の1を超えない範囲において認め可。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
 - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：経済特区インフラ開発計画の策定に係る各種業務および給水事業に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／経済特区インフラ開発計画）】

1) 類似業務の経験：経済特区インフラ開発計画の策定に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 送配水施設1／給水計画】

1) 類似業務の経験：送配水施設整備に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 土地造成計画・設計】

- 1) 類似業務の経験：土地造成計画・設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年11月30日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (4) その他 (以下に記載の経費)

自然条件等調査に係る経費

※本案件は旅費 (航空費) を本見積に含めます。
詳細は業務指示書第3の別紙2「旅費 (航空賃) について」をご参照ください。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(KES1 = 1.11557 円, US\$1 = 112.201 円, EUR1 = 127.778 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しても出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/経済特区インフラ開発計画
送配水施設1/給水計画
土地造成計画・設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.49 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年12月28日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ケニア国モンバサ経済特区インフラ整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	9.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/経済特区インフラ開発計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	4.80
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.20
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.40
オ) その他学位、資格等	4.00	1.60
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.80
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.20
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.40
コ) その他学位、資格等	-	1.60
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 送配水施設1/給水計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 土地造成計画・設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

ケニア政府は産業育成や雇用創出による貧困削減及び経済開発の観点から、海外直接投資の誘致を重視しており、経済特区の開発を進めている。また、国家開発計画「Vision 2030」の3本柱の一つが経済開発であり、「ドンゴクンドゥ地域の自由貿易港の建設」及び「経済特区開発」が優先事業として位置付けられている。

モンバサ港は、ケニア唯一の国際貿易港であり、ウガンダやルワンダ等続く東アフリカ北部回廊の起点として、これらの国への物流拠点となっている。ケニア政府は、Vision2030において、物流の結節点であるモンバサに経済特区を設けることにより、外国企業の誘致、国内外の投資促進及び産業の多角化を行い、ひいては同地域を含むケニア全体の経済活性化を図ることとしている。

JICAは、ケニア政府の要請に基づき、2014年1月から2015年8月にかけて開発計画調査型技術協力「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」(以下、「マスタープラン調査」という。)を実施し、モンバサ経済特区開発のためのマスタープランを策定した。同マスタープランでは、経済特区開発のために整備が必要なインフラとして、電力、上下水道、排水、道路、港湾、土地整備等が特定されている(以下、これらモンバサ経済特区の開発事業全体を「モンバサ経済特区開発事業」という)。

また、2016年8月に行われた日本・ケニア首脳会談において、モンバサ経済特区開発事業を日本・ケニア両国で協力して開発する旨合意され、その一部に対して、円借款及び無償資金協力により必要なインフラ整備を検討することとなった。そのうち無償資金協力事業(以下、「本無償資金協力事業」という。)では、マスタープランで想定されている3つの開発フェーズのうち、フェーズ1の操業開始時点で必要とされる経済特区内の土地造成、井戸・送配水管・高架水槽・排水路の建設について支援することとなった。

本調査は、同経済特区開発に関し、マスタープラン調査及び円借款事業の協力準備調査「モンバサ経済特区開発事業準備調査」(以下、「円借款協力準備調査」という。)の結果に基づき、本無償資金協力事業で建設が予定されているインフラの必要性、妥当性、及び実施可能性について確認し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 事業の目的

本無償資金協力事業は、モンバサ港南岸のドンゴクンドゥ地域の経済特区に必要

なインフラの一部を整備することにより、同地域における投資環境の改善を図り、もって同地域の社会・経済環境の改善及びケニアの経済振興に寄与することを目的とする。

(2) モンバサ経済特区開発マスタープランにおける開発フェーズ分け

モンバサ経済特区開発のマスタープランにおいて、開発段階を以下の3つのフェーズに分けている。各フェーズの目標年は以下の通り整理されている。なお、当初想定されていたインフラ整備開始年次から遅れが生じているため、各年限については見直しが見込まれる見込みだが、各フェーズの考え方については維持される予定。

フェーズ1：南部バイパス道路が完成し、経済特区がモンバサ港やモンバサ市を含む外部地域と接続される2018年

フェーズ2：フェーズ1とフェーズ3の間として2025年

フェーズ3：国家開発計画「Vision2030」に従い2030年

マスタープランにおける上記整理を踏まえ、現在円借款協力準備調査において各フェーズの詳細に係る見直し・整理が進められているため、各フェーズの詳細については同調査の結果を確認すること。なお、マスタープラン調査における各フェーズの開発区域及び土地利用計画案についても併せて確認すること。

(3) 本無償資金協力事業で想定されているインフラ整備内容

モンバサ経済特区開発事業においては、円借款事業と本無償資金協力事業を含めた日本・ケニアの協力によって、フェーズ1に必要とされるインフラ整備を実施することが目指されている。このうち、円借款事業では、経済特区内の港湾整備、アクセス道路敷設、送配電線敷設及び変電所の建設を予定しており、本無償資金協力事業ではフェーズ1の操業開始時点で必要とされる以下のインフラ整備を実施することを検討する。

なお、経済特区内の各区域におけるインフラ整備（下水処理、配水管及び送配電線の敷設等）は進出企業またはディベロッパーが整備することが想定されている。

① 取水施設（井戸）の建設（4ヶ所を想定）

② 送配水管の敷設（送水管（約20km）と配水管（約10km））・高架水槽の建設（2ヶ所）

③ 排水路の建設（6km）

④ D1区域の土地造成（約10.3ha）

*なお、上記は日本・ケニア首脳会談後の両国関係機関による協議を重ねて提案されたもの。その他、フェーズ1に必要とされているインフラ（経済特区内における送電線敷設、港湾整備及びアクセス道路敷設）は、円借款事業にて整備予定であるが、今後のケニア政府との調整過程において変更が見込まれる可能性

もある。その場合は修正されたインフラ整備内容を踏まえ、必要に応じて契約変更を検討する。

(4) 対象地域

ケニア国モンバサ郡

(5) 関係機関

① 実施機関

- ・産業・貿易・協同組合省 (Ministry of Industry, Trade and Cooperatives) 経済特区庁 (Special Economic Zone Authority)
- ・水公衆衛生省 (Ministry of Water and Sanitation) コースト水サービス委員会 (Coast Water Services Board)

* なお、給水施設及び排水施設を運営・維持管理する実施機関 (役割分担を含む) は本調査において確認する。(6.(21)参照) ✓

(6) 本プロジェクトに関連する他ドナー等の援助活動

- ・国際金融公社 (IFC)
優遇措置の設定や入居企業の許認可手続きを含めた経済特区細則の策定を支援しており、モンバサ経済特区にも適用される予定。
- ・世界銀行
モンバサ郡とクワレ郡に対して水供給を予定している Mwache 多目的ダムの詳細設計を現在実施中。
- ・フランス開発庁 (AFD)
同ダム周辺の関連水供給施設の建設を予定。

3. 業務の目的

モンバサ経済特区開発事業の背景、目的および内容を把握し、同事業実施における無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、本無償資金協力事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方針

本調査においては、①概略設計や報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を想定している。また、それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。また、他ドナーのプロジェクトや円借款協力準備調査の進捗状況等に応じて、業務工程計画や業務内容に変更が必要と判断された場合は速やかに JICA と協議を行うこと。

(3) 円借款事業との連携

本無償資金協力事業では、当該地域を対象とした円借款事業と連携してモンバサ経済特区に必要なインフラを整備することが期待されている。本調査においても、現在実施されている円借款協力準備調査のコンサルタントとそれぞれが対象とするインフラ施設の施工・設計計画を共有する必要がある。また、円借款協力準備調査の調査内容や進捗程度を適宜確認して、必要に応じ施工計画や工程も調整すること。

本無償資金協力事業の本体事業の実施工程を検討する際には、技術的観点から、詳細設計前や入札公示前に確定しておかなければならない円借款事業にかかる外部条件がある場合、JICA に対して提案を行う。

(4) モンバサ経済特区開発の全体概要及びその実施体制

モンバサ経済特区においては、円借款事業と本無償資金協力事業を含めた日本・ケニアの協力によって、同経済特区への企業入居を促進するために、フェーズ1に必要とされるインフラ整備を実施することが目指されている。

経済特区の開発方針策定や関係機関との維持調整においては、経済特区庁がその役割を担っており、本無償資金協力事業において整備予定の各インフラ施設の維持管理方法・担当機関については、同庁と協議を実施する必要がある。

本無償資金協力事業で整備が予定されている取水施設や送水管については、コスト水サービス委員会が管理することが想定されており、円借款事業で整備が予定されている各施設についても、維持管理は各行政機関が担う。

本調査においては、円借款協力準備調査による同経済特区の実施体制に係る調査結果を踏まえた上で、本無償資金協力事業で整備が予定されている各インフラ施設の維持管理体制及び経済特区庁の監理体制についても確認すること。

(5) 給水施設全体計画について

モンバサ経済特区開発事業の取水施設及び関連施設（送配水管、高架水槽等）を含めた全体計画の概要は参考資料（マスタープラン調査報告書、円借款協力準備調査プログレスレポート等）を参照すること。

本調査においては、全体計画を確認の上、施工計画・設計計画を策定すること。ただし、井戸から経済特区内の給水センターまではフェーズ 1 操業開始時点の水需要（2000m³/日）を想定し、同給水センターから給水される経済特区内の配水本管は、フェーズ 2・フェーズ 3 の予想される水需要を反映して設計すること。

なお、2. (3) に記載されている本事業で想定されているインフラ整備内容のうち、取水・給配水施設の概要は以下の通り。

- ・計画給水量：経済特区用の水需要（2000m³/日）
- ・取水施設（井戸）数：4 箇所
- ・ポンプ揚水量：平均約 28m³/時間・想定運転時間 18 時間/日
- ・増圧ポンプ：1 箇所（バックアップ用自家発電機付き）
- ・井戸から経済特区内の給水センター（WDC）までの送水管：約 20km
（高密度ポリエチレン管（HDPE） またはダクタイル鋳鉄管（DCIP））
- ・既設の Kayabombo 配水池にて新しい配水池：1,000m³x 1 基
- ・経済特区内の給水センター（WDC）：配水池 1,000m³ x1 基、揚水ポンプ x1 箇所、高架水槽 200m³ x1 基、管理棟・自家発電設備
- ・経済特区内の配水本管：約 10km（HDPE または DCIP）

(6) 生産井の確保について

水源となる井戸は上記（5）のとおり 4ヶ所が予定されている。既に円借款協力準備調査において、生産井への転用を前提とした仕様で試験井戸が掘削されている。2018 年 10 月時点で、同調査においては 2ヶ所が生産井として確認されており、今後さらに試掘して計 2000m³/日（フェーズ 1 操業開始時点の初期需要として想定されている需要量）を満たす生産井の掘削が予定されている。円借款協力準備調査では試験井戸を掘削の上、水質試験、揚水試験を行っており、適正揚水量、井戸群としての井戸干渉と地域の地下水ポテンシャル等について確認を行っている。同試験結果は 2018 年 12 月上旬までに取り纏められる予定となっている。

本調査においては、円借款協力準備調査の試験結果をふまえて（2018 年 12 月上旬頃を想定）、井戸、給水計画に着手を行うものとする。なお、円借款協力準備調査において十分な水源が確保できなかった場合、本調査で追加の井戸掘削及び水質試験や揚水試験を行うこと（契約変更を伴うことを想定）を検討する。なお、この追加調査を行った上でも水源の確保に至らない場合、本調査のスコープ縮小を行う場合がある。

本調査では、円借款協力準備調査結果を踏まえ、本無償資金協力事業で想定す

る水需要量を同生産井群からの揚水で十分な水量を確保できるのかについて確認するとともに、同調査結果を現地調査前に十分に確認の上、同試験井の生産井としての利用可能性を検討とともに、現地状況に応じ適切な管理方法を提案すること。

なお、プロポーザルの作成にあたっては、円借款協力準備調査の結果、水源が追加調査なしで確保され、生産井として活用できる前提のもとでの業務を想定すること。

(7) 井戸の電源確保について

地下水の汲み上げには水中モーターポンプの利用が想定されているが、井戸の掘削地域は商用電力の電圧が不安定で低電圧が生じやすく、汲み上げに十分な電力が安定的に確保されない可能性がある。そのため、電力供給状況を確認の上、商用電力からの電源確保が難しい場合の対応として、発電機の設置や経済特区内の変電所より変圧器を一基設置の上で配電線を同地域まで引くことが円借款協力準備調査では検討されている。

このような対応方針について、本無償資金協力事業の対象とするのか、またはケニア配電公社に自己負担での実施を求めるのかという点については、JICA が検討の上、ケニア側と調整する。同公社への負担を要請する際には、経済特区に関するインフラ整備事項として経済特区庁、または取水施設の関連事項のためコースト水サービス委員会、どちらの機関が調整を実施するのかという点も検討事項となる。

また、現地の状況に鑑みて、実施可能かつ効率的・持続的な他の対応方針の検討も求められる。本調査において、電力消費量や井戸、変電所までの送電線の敷設時期、維持管理、等を考慮して方針を策定の上、その実施方法についても検討すること。

本無償資金協力事業においては、水源以外にも増圧ポンプや揚水ポンプの建設を予定している。それらのポンプの電源確保の対応方針についても、本調査において同様に検討し、JICA と協議の上、方針を策定すること。また、同方針に基づき JICA とともにケニア側と調整を行うこと。

(8) ダム及び関連施設の施工に係る進捗確認

本調査において、設計のベースとなる対象地域の水需要は円借款協力準備調査で算出された「経済特区用の水需要 (2000m³/日)」とすること。

2018 年 10 月時点で、世界銀行の支援によりモンバサ郡とクワレ郡に約 186,000m³/日の水供給を予定する Mwache 多目的ダムの詳細設計が実施されている。同ダムは 2022 年頃には施工が完了する予定であり、周辺の関連水供給施設も AFD の支援で建設が予定されているが、同ダムの着工は開始されておらず、住民移転も着手されていないため、実際の完工時期の見通しは不明確である。

本調査においては、世界銀行と AFD に同ダム及び関連施設の施工に係る進捗程度を確認すること。

(9) 周辺地域住民に対する給水可能性について

建設予定の井戸付近の既存給水施設の現状の把握とともに、本無償資金協力事業にて建設予定の井戸から、経済特区内への供給に加え、周辺の地域住民に対しても生活用水を供給することが可能かについて、検討を行うこと。

検討の結果、業務工程計画や業務内容に変更が必要と判断された場合は、速やかに JICA と協議を行うこと。同結果を踏まえて業務内容の変更が必要となった場合には、契約変更により対応する予定。

(10) 給水全体計画のレビューと給水計画図及び水位高低図の作成

本無償資金協力事業で想定される生産井、その関連施設、及び配水系統が理解できる給水計画図と水位高低図を作成し、フェーズ 1 操業開始時点における給水全体計画（案）を策定すること。

水位高低図には、ポンプ仕様（揚程や水量）や計画高水位（H.W.L.）も記載し、配水系統や最大静水圧を把握可能とすること。また、給水全体計画（案）作成の際には、送配水管ルート、管仕様、配水池仕様（材質、高さ、容量）、ポンプ仕様について、円借款協力準備調査のプログレスレポートで提案されている経済特区全体の水需要（17,500m³/日）を想定し、レビューした上で、同調査最終結果の内容も確認し、本調査において決定すること。

Mwache ダムからの給水（2022 年頃完工予定）など、フェーズ 1 対象地域外も含めたモンバサ地域全体の給水計画については、ケニア政府、世界銀行及び AFD に最新の計画状況を適時確認すること。特に、同ダムからも経済特区への給水が想定されるフェーズ 2 以降における、本無償資金協力事業での建設が予定されている給水関連施設が地域全体の給水計画の中で担う役割についても、同関係機関と確認を行うこと。

(11) 土地の造成

D1 区域（10.3ha）においては、同経済特区への企業進出を促すため土地の造成を計画している。

本無償資金協力事業では土盛り及び整地のみを対象としており、区割りや道路工事については造成後のディベロッパーが実施することを想定している。また、経済特区に必要とされる D1 区内のインフラ（配水管、下水管、配電、等）は各進出企業またはディベロッパーが整備することを想定している。日系のディベロッパー候補企業がある場合、同企業に対して開発計画内容の確認を行うこと。

なお、既述したように、経済特区内のアクセス道路、変電所及び基幹となる送水管については、本無償資金協力事業と円借款事業において整備する。

(12) 環境社会配慮

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA 環境ガイドライン」という。)に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案を含む環境アセスメント報告書(案)の作成を行うこと。

本無償資金協力事業はカテゴリ B となっているため、報告書の作成においては、「環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領」(2017年4月)に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリストを作成すること。

加えて、本無償資金協力事業においては、大規模ではないが住民移転または土地収容が発生することが想定されているため、JICA 環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、住民移転計画案の作成を行うこと。

環境社会配慮事項等に係る調査及び住民移転計画案作成に係る業務内容の詳細は下記5.(9)及び(10)のとおり。

なお、環境社会配慮調査、特に住民移転計画の策定にあたっては、すでに事業実施中または準備調査実施中の住民移転計画を可能な限り参照しつつ業務を行うこと。

5. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、本プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート及び質問表を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が現地派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) マスタープラン調査及び、現在実施中の円借款協力準備調査で得られた以下の情報について、最新情報を確認・アップデートする。

① 実施体制調査

経済特区庁及びコースト水サービス委員会の、それぞれの人員構成、組織体制、業務分掌、予算、実施能力等。

② 運転・維持管理及び経営分析状況調査

経済特区内の維持管理業務の実施方法及び実施能力、財務状況等。

(4) 環境社会配慮に係る調査

以下の活動を行う。

① ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集を行う。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集を行うこと。

② 国の環境社会配慮制度・組織の確認

環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等、JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法、関係機関の役割等を確認する。

③ スコーピングの実施

検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること。

④ 用地取得・住民移転

所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む。また、樹木や作物の伐採等の必要性を確認すること。

(5) 過去の類似案件及び他ドナー・機関の援助動向の調査

対象地域周辺における他ドナー等によるプロジェクトの実施状況及び重複の有無の確認を行うこと。

(6) 建設予定地の現状把握調査

2018年10月時点において円借款協力準備調査による試掘調査が継続中であり、水源を確保するに至っていない。同調査結果は2018年12月上旬にJICAを通じて共有される予定であるため、その結果を確認し、水源の確保が確認されたのちに井戸、給水及び配水にかかる調査を開始すること。

① 井戸

円借款協力準備調査の結果、及び現地における建設予定地と井戸に必要とされる水中モーターポンプへの電力供給の方針について確認すること。特に、円借款協力準備調査で実施される試掘調査の結果（揚水試験結果、水質分析結果等）、既存井戸の分布状況や深度、周辺地域での地下水利用量等を再確認し、塩水化や地盤沈下、既存井戸への悪影響を生じない範囲で揚水が可能な適正揚水量を定めること。

② 送配水管、配水池、高架水槽、ポンプ

送配水管の敷設計画は、既存道路及び円借款協力事業において敷設が予定されているアクセス道路と並行する形での敷設が予定されているため、円借款協力準備調査において計画案が策定されている。本調査では、同敷設計画

をレビューして構造及び水理計算上問題ないかどうか確認し、これらも踏まえて配水池、高架水槽、ポンプ（取水、増圧、揚水ポンプ）及び、送配水管の仕様を決定すること。高架水槽の建設予定地と各配水系統への接続方針も円借款協力準備調査にて提案されているため、本調査において予定地及び同接続方針も確認すること。

③ 給水全体計画案、給水計画図及び水位高低図の作成

上記5.(6)①及び②も踏まえ、円借款協力準備調査で検討された「フェーズ1（初期段階＊）のための給水施設の配置案」等のレビューを行うとともに、井戸（水源）から配水系統までの水の流れが把握できる給水計画図、ポンプ仕様（揚程、水量）が記載された同給水計画図の水位高低図を作成し、併せて水理解析結果も報告すること。加えて、同給水計画図と水位高低図に基づき、フェーズ1 操業開始時点における給水全体計画（案）を策定すること。

＊「フェーズ1（初期段階）」は「フェーズ1 操業開始時点」と同義。

④ 排水路の建設

幹線水路の基本条件（排水流域、排水ルート等）は円借款協力準備調査において提案される予定。本調査では、同条件を整理した上で現地にて敷設予定ルートを確認の上、排水路施工計画の策定に向けた調査を実施すること。また、敷設後の維持管理を所管する機関を確認すること。

⑤ 土地造成

モンバサ港近くに位置するD1区域（配布資料参照）において、経済特区としての将来的な用途を踏まえた土地利用案が円借款協力準備調査で提案されている。本調査において土地の土質、土地の起伏、植生、等を調査した上で、土地造成の設計案を策定すること。策定の際には、同提案を踏まえつつ、技術面のみならず経済的な視点及び環境社会配慮面も加味した上での最適な設計を想定の上で提案すること。また、土地造成において捨土、搬入土が想定される場合には、土捨て場および土取場について必要な調査（位置、土地所有者、用地取得・住民移転の有無、土質、自然環境への影響及び公害対策等）を行うこと。なお、本無償資金協力事業においては区割り、道路工事は含めず、土盛り・整地のみを想定している。

(7) 相手国負担事項に関する調査

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、支障物件の移設、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計

(D/D) 時にさらに精査・更新されていくものである。

(8) 自然条件等調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、土地造成を行う D1 区域、高架水槽建設予定地、送配水管・排水路の敷設予定ルートにおいて気象、地質、地盤にかかる基本的情報を収集するとともに、以下に示す自然条件等調査を行う。これら調査については、現地再委託にて実施することを可能とする。なお、井戸建設予定地周辺の自然条件調査は円借款協力準備調査にて実施されているため、設計、施工計画、積算時には同調査報告を参照すること。

- ① 地盤調査及び土質調査
- ② 測量調査

調査の仕様書は別紙 1 のとおり。具体的な自然条件等調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

(9) 環境社会配慮事項等にかかる調査

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載の内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017 年 4 月）」を参考にする。

相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。また、相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト（案）を作成する。環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

- ① 環境社会影響の予測
- ② 影響の評価および代替案（「プロジェクトを実施しない案」を含む）の比較検討
- ③ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ④ 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- ⑤ 環境チェックリスト案作成
- ⑥ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑦ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

（女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど、社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援すること）

⑧ 事業許認可取得のために必要となる行政手続き実施支援

(10) 住民移転計画の作成支援

JICA 環境ガイドラインに基づき及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照すること。また、報告書の作成においては、「環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領」（2017 年 4 月）に基づくこと。加えて、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出すること。

本無償資金協力事業のためにすでに用地取得または住民移転が行われた土地がある場合、加えて、その過程での住民協議方法や補償水準について JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案すること。

- ① 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20% を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者（女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する）や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住

民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(1 1) 施設、設備、機材計画調査

- ① ケニアの基準や既存施設、及び他国における経済特区地域を参考に、対象地域の給水需要、運営・維持管理能力、経済特区に求められる土地区画に応じた適正な規模の施設計画を策定する。
- ② 既存施設や機材の種類・グレード・数量、使用状況、維持管理状況等を確認し、機材・資材調達計画に反映する。

(1 2) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）

- ① 先方における既存機材の保有・利用状況を確認し、本件施工での利用可能性を調査する。
- ② 現地で容易に維持管理可能な施設・機材の計画を行うため、現地における消耗品、スペアパーツ等の調達状況について、特に留意して調査する。
- ③ 現地調達、第三国調達および現地施工業者の能力や品質を勘察した上で、これらを十分に活用することを基本として、労務状況、資機材の調達状況、関連法規、施工体制等を調査する。
- ④ 本邦調達、第三国調達を行う場合の通関手続き・関税の免税方法などについて調査する。

(1 3) 施工計画調査

- ① 効率的かつ経済的な施工計画を策定するため、アクセス状況、気象等自然条件の影響、現地施工業者の能力などを調査し、適切な時期に施工が行われるように計画を策定する。
- ② 先方負担が必要な工事について具体的にケニア側に説明するとともに、工程調整を十分に行う。
- ③ ケニアにおける用地取得や建設許可制度等について調査し、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。
- ④ 施工計画の策定にあたっては、建設コストを出来る限り低く抑えるため、質の確保に留意しつつ、現地施工業者の活用や現地工法の採用を優先する。関連法規、労務状況、資機材の調達状況、現地施工業者の工事实績・能率および動員可能な班数等の調査を行い、施工計画に反映させる。

(1 4) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ケニア国での最近の既往調

査報告書等や JICA 事務所からケニア国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したケニア国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりケニア国の他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じてケニア国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所を確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告を行う。

（15）税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI（一般社団法人 海外建設協会）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。調査結果については、「6. 成果品等」のとおり、所定の様式（免税情報シート）にまとめ、成果品として提出する。

（16）無償資金協力の意義（妥当性）、範囲および基本構想の検討

プロジェクト目標を達成するために必要かつ適切な無償資金協力の規模および内容について検討し、実施効果および協力の妥当性について検討する。

（17）第1次現地調査結果概要の作成・説明

準備調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に第1次現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

(18) 事業内容の計画策定

第1次現地調査終了後30日以内を目処に第1回設計・積算方針会議を開催し、本無償資金協力事業コンポーネント等の概略設計方針について JICA 関係者と協議を行う。帰国報告会および設計・積算方針会議での議論を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

① 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準および設計諸元を設定する。

② 井戸・送配水管・高架水槽・ポンプ設備・排水路・土地造成の概略設計

上記を踏まえ、本無償資金協力事業として計画・設計される事業内容の概略設計（施設設計、概略設計図（平面図、標準図等）、設計数量の取りまとめ、等）を検討する。

③ 施工・調達計画

上記を踏まえ、本無償資金協力事業として計画・設計される事業内容の施工・調達計画（施工方針、施工上の留意事項、施工監理計画、品質管理計画、資機材等調達計画（搬入経路、現場間の移動方法含む）、工事実施工程（資機材調達に要する期間、期間等を考慮）等）を検討する。

④ 円借款協力準備調査との連携

本無償資金協力事業は、4.（3）のとおり円借款事業と事業実施計画について調整を行う必要がある。特に排水路の敷設や経済特区内の配水本管の建設では、同円借款事業の協力準備調査コンサルタントとアクセス道路建設施工計画との整合性を確保するよう、調整すること。

(19) ソフトコンポーネント計画の策定

先方と協議の上、ソフトコンポーネント計画を検討する。検討に際しては、「ソフトコンポーネント・ガイドライン 第3版」（2010年10月）に従うこととし、ソフトコンポーネント計画書を作成して JICA の確認を得る。また、ソフトコンポーネントとは別に、業者が行う初期操作指導、運用指導についても適切に計画する。

(20) 給水全体計画（案）の策定

上記調査結果に基づき、要請対象地域における給水全体計画（案）を作成する。計画の策定に際しては、4.（8）及び（9）に留意すること。

(21) 事業の維持管理計画の作成

給水施設（井戸、送配水管、高架水槽、ポンプ設備）、及び排水路、D1区域における運営維持管理に関する先方政府、民間企業等の責任体制（実施機関の確認含む）、役割、組織・運営体制、財務状況、人員配置、技術レベルについて確認し、

運営維持管理体制を提示する。

確認結果を踏まえ、運営維持管理上の問題点を明確化し、新規の給水施設、排水施設、D1 区域を運営していくための維持管理計画を検討する。

なお、経済特区内における入居企業からの水道料金徴収方法は円借款事業にて策定される。また、同維持管理体制に基づく水供給に際して必要となる運営維持管理費（ポンプ運転費や維持管理費）及び水料金設定については、本無償資金協力事業の実施機関であるコスト水サービス委員会が策定する予定。

（2 2）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

（2 3）概略事業費の積算

本無償資金協力事業の中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。なお、機材については、入札に対応できる精度で確保する。

① 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの補完編・機材編を参照すること。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（2 4）事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、各指標についてベースラインデータを入手するとともに、事業完成後約 3 年を目途とした目標値を設定する。

（2 5）事業概要の本邦企業への説明

JICA は、報告書案説明調査前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI 等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。

また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を JICA と協議し、調査結果に反映させる。

(26) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取りまとめ、その内容について JICA と協議する。尚、同報告書についての進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版も作成すること。

(27) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をケニア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、事業実施における運営・維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策については十分説明・協議する。

(28) 準備調査報告書等の作成

ケニア政府への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ最終的に準備調査報告書、概要資料、免税情報シートを作成する。なお、準備調査報告書、概要資料は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015年4月改訂版)に沿った内容とする。また、報告書作成の過程で、JICA に進捗報告書を提出すること。

6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち(6)～(11)を成果品とする。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

	名称	提出時期等	部数
(1)	業務計画書	2019年1月中～下旬 (契約締結後10営業日以内)	和文2部
(2)	インセプション・レポート	2019年1月下旬 (現地調査開始5日前まで)	和文2部 英文20部(先方政府等に15部を提出)
(3)	第1次現地調査結果概要	第1次現地調査終了後10日以内	和文2部
(4)	概略事業費積算進捗報告書	2019年5月末	和文2部
(5)	準備調査報告書(案)	2019年9月中～下旬 (報告書案説明調査開始7日前まで)	和文5部 英文20部(先方政府等に15部を提出)

(6)	概略事業費（無償）積算内訳書	2019年10月下旬 （報告書案説明調査 後1ヶ月以内）	和文5部
(7)	概要資料（案） （完成予想図を含む）	(5)に同じ	和文5部
(8)	準備調査概要資料 （完成予想図を含む）	2019年11月上旬	和文1部 CD-R1枚
(9)	準備調査報告書 （完成予想図を含む）	2019年12月中旬	和文（製本版） 8部およびCD-R3枚 英文（製本版） 20部およびCD-R3枚 和文（先行公開版） 2部およびCD-R2枚
(10)	デジタル画像集	(8)に同じ	CD-R2枚 （デジタル画像50枚程度）
(11)	進捗報告書（Project Monitoring Sheet）の初版	2019年11月上旬	
(12)	免税情報シート	(8)に同じ	
(13)	環境影響評価（EIA）報告書（案）	(8)に同じ	
(14)	簡易住民移転計画（案）	(8)に同じ	

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6) については設計・積算マニュアル補完編・機材編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注3) (9) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2019年1月中～下旬より国内事前準備を開始し、2月上旬より現地調査を行う。帰国後、2019年10月中～下旬までに事業内容計画の策定及び積算（積算審査に要する期間を含む）を行ったうえで、概要資料（案）を作成し、2019年10月下旬または11月上旬に現地にて概略設計（無償）概要（準備調査報告書（案））説明を行う。2019年11月上旬に準備調査概要資料を、2019年12月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途：全体約25M/M

（2）業務従事者の構成（案）

- ① 業務主任/経済特区インフラ開発計画（2号）
- ② 送配水施設1/給水計画（3号）
- ③ 電気機械設備
- ④ 送配水施設2
- ⑤ 地下水開発計画
- ⑥ 土地造成計画・設計（3号）
- ⑦ 排水路設計
- ⑧ 運営維持管理
- ⑨ 施工計画/積算1
- ⑩ 施工計画/積算2
- ⑪ 環境社会配慮1
- ⑫ 環境社会配慮2

※ なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付は目安であり、これを超える格付を提案する場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 参考資料

（1）配布資料

- ・ 円借款事業協力準備調査（ケニア国モンバサ経済特区開発事業準備調査）プロ

グレスレポート（2018年1月版）の該当箇所

- ・ 環境社会配慮 カテゴリ B 報告書執筆要領（2017年4月）
- ・ 対象サイト地図

(2) ウェブ公開資料

- ・ モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト 最終報告書 和文要約版
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12245478.pdf>
- ・ モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト 最終報告書（英文）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023487.html>
- ・ Involuntary Resettlement Sourcebook Planning and Implementation in Development Projects（世界銀行）
<http://documents.worldbank.org/curated/en/206671468782373680/pdf/301180v110PAPE1ettlement0sourcebook.pdf>
- ・ Environmental and Social Safeguards Policies, Environment Assessment, Annex B（世界銀行）
<https://policies.worldbank.org/sites/ppf3/PPFDocuments/Forms/DispPage.aspx?docid=3902&ver=current>
* Environmental and Social Safeguards Policies は下記サイトに掲載
<https://www.worldbank.org/en/projects-operations/environmental-and-social-policies>

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第1次現地調査

- ① 団員構成：総括、給水計画/地下水開発、計画管理
- ② 日数：約12日間
- ③ 目的：

相手国関係機関との協議および現地調査を通じて、本要請内容を整理し、最終的な要請内容について、協議議事録（ミニッツ）を取りまとめる。

(2) 第2次現地調査

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 日数：約10日間
- ③ 目的：

準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関する協議議事録（ミニッツ）を取りまとめる。

5. 現地再委託

自然条件等調査、社会調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関、コンサルタント、NGOに再委託して実施することができる。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行い、必要な経費を見積書（別見積）に計上すること。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業が我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2018年5月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を検討する。

(3) 調査内容の変更

本調査は、要請内容に基づき、概略設計の人・月等を想定しているが、日本・ケニア間の調整や第一次現地調査の結果等を踏まえ、本無償資金協力事業で想定されるインフラ整備内容、現地調査の内容、作業工程等が変更になることも有り得る。その場合には、適宜必要な契約変更を行うものとする。

(4) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 事務所、在ケニア日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(2014年10月)の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

モンバサ経済特区インフラ整備計画
自然条件等調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な技術精度を確保するため、本事業対象サイトにおける水源、地形、地質、水質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、施設設計・施工計画、積算に資するものとする。また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記す。先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。また、調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

なお、計画に必要な自然条件等調査は調査の中で行うことを原則とする。ただし、概略設計（無償）で決定した設計の基本方針を変えないことを条件に、また調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えない。

2. 内容

ア. 地盤調査及び土質調査

ア) 新設高架水槽予定地等における調査：新設高架水槽予定地、及び排水路敷設予定地において土質の確認が必要であり、5-10m 程度のボーリング調査を想定

イ) D1 区域の造成予定地に係る調査：D1 区域の造成予定地(必要に応じて土取場)、土質の確認（岩盤の有無、土の変化率の想定等）。想定される造成面および切深に応じて調査方法を決定する。10.3ha の同地において、1ヶ所 5-10m のボーリングで 15ヶ所程度を想定

イ. 測量調査

ア) 平面測量：造成対象区域である 10.3ha を想定

イ) 路線測量：無償事業にて整備予定の排水路の約 6km、井戸から経済特区までの送水路の約 20km、の計約 26km を想定

以上

旅費（航空賃）について

本案件は、本見積りに旅費（航空賃）を計上することとする。

なお、契約締結以降、以下の点につき、留意すること。

- (ア) 契約金額内訳書記載の旅費（航空賃）の総額が増えなければ、航空賃単価（予約クラス）や渡航回数の増減等のやり繰りは可能（フライトクラスは変更不可）。その場合、打合簿で確認する。
- (イ) 旅費（航空賃）と直接経費の費目間流用を認める。打合簿で確認すること。
- (ウ) 変更契約等で渡航回数の増加が必要な場合は、理由が真に必要と認められる場合のみ、契約金額内訳書に記載の、各従事者の フライトクラス、航空賃単価（予約クラス）を上限として旅費（航空賃）の増額を認める。
- (エ) 精算は、これまでと同様に証憑による実費精算処理とし、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に沿って行う。
- (オ) ただし、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」p.15 の「(5) 契約履行期間中の留意事項」は適用対象外とする（現地購入等は可能だが、フライトクラスは変更不可）。そのため、見積りに関しては、日程変更、価格変動等のリスクを考慮すること。
- (カ) なお、予め打合簿で認められた場合を除き、業務実施契約約款第 14 条第 5 項第 1 号に規定する精算の適用除外となる。契約金額を上回る旅費（航空賃）の精算は不可とする。

以上